

河内長野市立福祉センターの指定管理者の指定について

河内長野市立福祉センターの指定管理者について、下記のとおり河内長野市公の施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)での選定結果を受けて候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項及び河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、平成27年12月市議会定例会において指定の議決を経て指定しましたので、公表いたします。

1. 公の施設名称等

河内長野市立福祉センター 錦溪苑

2. 指定管理者

団体名 社会福祉法人 河内長野市社会福祉協議会

住所 河内長野市大師町26番1号

代表者 吉村 禎二

3. 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4. 選定の経過

(1) 公募の経過

○公告日 平成27年8月4日

○募集要項の配布 平成27年8月4日～平成27年8月14日

○申請書の受付 平成27年8月24日～平成27年8月31日

(2) 応募団体名

社会福祉法人 河内長野市社会福祉協議会

(3) 選定委員会の経過

① 選定委員会委員

- ・中谷 眞久 市 副市長(委員長)
- ・向井 一雄 市 副市長
- ・塩谷 聡 市 総務部長
- ・岡田 充 市 健康長寿部長
- ・井上 啓 学識経験者(弁護士)
- ・武田 宗久 学識経験者(公認会計士)
- ・金谷 重樹 学識経験者(大学教授)

② 選定委員会の開催日

平成27年9月28日

③ 審査基準

- ・市民の平等利用を確保することができるものであること
- ・施設の効用を最大限に発揮させるものであること
- ・施設の管理にかかる経費の縮減が図られたものであること
- ・施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること

④ 選定委員会選定理由

公募結果については、申請は現在の指定管理者1社のみであり、当該申請団体については、申請資格を満たしており、欠格事項に該当しておらず、また提出された事業計画書、これまでの実績について確認したところ、当該公の施設を管理する条件を満たすと考えられるとの報告を施設担当課から行い、選定委員会にて承認を得たため。

5. 総評

上記のとおり、選定委員会での審査の結果、社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会を候補者として決定し、平成27年12月市議会定例会において指定管理者の指定の議決を経ましたので、河内長野市立福祉センターの指定管理者として指定いたしました。